

第5章 知的財産についての理解向上のための方策

近年、知的財産を戦略的に活用して企業の競争力や収益力を高めようとする、いわゆるプロパテント（知的財産重視）の意識が高まり、企業戦略においても知的財産戦略はますます重要視されている。

このことは中小企業においても例外ではなく、自社の技術を守ると同時に、他社への権利侵害を未然に回避しながら商品開発を行っていくことは、安定した事業経営の面でも大変重要であり、そのためには知的財産についての正確な知識が不可欠である。

大企業と中小企業とでは知的財産に対応する体制や能力に大きな格差があることが珍しくなく知財デバイド¹⁴ともいわれているが、これを解消することが急務である。

一方、農林水産業及び食品産業の競争力の強化のためには、市場における農林水産物や食品に対するニーズの変化を的確に把握した上で、新しい技術を開発し、実用化していくことが不可欠である。しかし、農林水産業の現場において生み出されてきた多くの技術やノウハウについては、権利化されず社会の中で共有されてきた場合が多く、これらを知的財産として認識し戦略的に扱っていくことが重要である。

知的財産の保護活用も、知的財産に対する認識を持ち、内容を熟知することにより的確な対応が図られることから、そのために必要な各種の施策を行う。併せて、知的財産は人間の創造的活動により生み出されるものであることから、知的財産を尊重する意識の醸成にも努めることとする。

1 中小企業、自治体等における人材育成

- ・ 日本弁理士会などと連携し、中小企業、生産者（団体）における知的財産の経営者向け研修や専門的研修を実施し、知的財産の理解の促進と人材育成を進める。
- ・ 知的財産各分野の知識は、企業のみならず、大学・研究機関、中小企業支援機関、行政機関等の領域においても重要であることから、日本弁理士会などの関係機関の協力を得ながら、それぞれに応じた内容による研修会等を行う。
- ・ 知的財産に関する初心者向け、実務者向けの研修会については、特許庁と東北経済産業局の主催により毎年仙台市内で開催されており、また農林水産関係

14 知財デバイド 知的財産を戦略的に活用できる企業と、活用できていない企業との格差、及び知的財産が企業の利益の源泉として重要であるにもかかわらず、この格差が広がりつつある現状をいう。

者向けの知的財産研修会についても、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(独)種苗管理センター等の主催により開催されていることから、これらの研修会の積極的な受講を推奨する。

- ・ 知的財産の知識、知的財産の相談体制等の支援ツールは産業分野に限らず、県行政推進の共通の基盤となるものであり、行政職員に対し、知的財産全般に関する研修の受講を推奨する。

2 相談体制の強化

- ・ 知的財産に関する様々な相談内容に対応するため、県内の知的財産権（主に産業財産権）に関する相談窓口相互の連携のネットワーク構築を図る。
（県内の支援相談窓口は、巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）
- ・ 宮城県知的所有権センター（産業技術総合センター、発明協会宮城県支部）の特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー、特許出願アドバイザーを積極的に活用するなど、相談体制の強化を図る。

3 知的財産に関する専門家派遣

- ・ 財団法人みやぎ産業振興機構の専門家派遣事業において、知的財産の専門家派遣を行い、中小企業や創業者に対して専門的なアドバイスを行う。

□参考資料の紹介

中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル～はじめてみよう！知財経営～

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/manual_tizaikeiei.htm

ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/mono_manual.htm

特許庁作成。中小・ベンチャー企業が知的財産を活用するための具体的な方法等について、Q & A方式や取組実例を交えながら実践的に記載されている。